

別紙2

検査結果の届出書

高松市保健所長

申請者
(開設者)

年 月 日付の使用許可申請に伴う自主検査については、次のとおり実施しましたので、届け出ます。

医療施設名				
自主検査実施者	氏 名			
	所属（役職）			
自主検査実施年月日	年 月 日			
自主検査実施項目	別添「自主検査実施項目及び検査結果表」のとおり			
上記のとおり、検査対象となる構造設備が医療法第7条第1項若しくは第2項の許可又は医療法第8条若しくは医療法施行令第4条第3項の届出に係わる内容と相違なく、かつ、必要な基準を満たし、実際に使用可能な状態にあることを確認しました。 年 月 日 管理者 (院長)				

自主検査実施項目及び検査結果表（病院用）

（すべての病院）

対象構造 設 備 名	根拠 条文	検 査 項 目	適 用	検 査 結 果
各科専門 の診察室	法 21 条 1 項 2 号	・衛生上・管理上問題がないか（適・否） ・プライバシーに配慮されているか（適・否）	一人の医師が同時に 2 以上の診療科の診療にあたる場合は同一の室を使用することができる	適・否
手術室	法 21 条 1 項 3 号	・準備室を附設している（適・否） ・じんあいの入らない構造である（適・否） ・内壁が不浸透性であり、排水性がある。（適・否） ・滅菌、消毒、手洗の設備（適・否） ・暖房、照明等の設備（適・否）		適・否
処置室	法 21 条 1 項 4 号	・各科専用の処置室（適・否）	兼用の場合は、処置の内容、プライバシーの保護等に十分配慮すること	適・否
臨床検査 施設	法 21 条 1 項 5 号	・血液、尿、喀痰、糞便等について通常行われる検査ができること。（適・否） ・外部委託（委託先： ） （委託検査項目： ）	医療法第 15 条の 2 の規定により検体検査業務を委託する場合は、当該検査に係る設備を備えないことができる。	適・否
エックス 線装置	法 21 条 1 項 6 号	・エックス線室の防護措置（適・否） ・操作室の有無（適・否） ・エックス線室の表示（適・否） ・注意事項の掲示（適・否） ・使用中の標示（適・否） ・管理区域の設定（適・否） ・放射線従事者の防護措置（適・否） 〔移動型 X 線装置〕 ・主な使用場所（ ） ・保管場所（ ） ・直接撮影装置であるか。（手術室を除く）（適・否）	【使用室の変更を伴わない装置等の更新・増設についてのみ自主検査対象】 ・漏洩線量の測定結果を添付すること。 ・エックス線装置の防護、エックス線撮影室等の構造設備基準は医療法施行規則第 30 条～30 条の 27 に該当するものであること。	適・否
調剤所	法 21 条 1 項 7 号	・採光、換気、清潔（適・否） ・冷暗所（適・否） ・てんびん他必要な器具（適・否）		適・否
給食施設	法 21 条 1 項 8 号	・入院患者すべてに給食することができる（適・否） ・耐水材料で作られた床で、洗浄及び排水又は清掃に便利な構造であるか（適・否） ・照明・換気は十分か（適・否） ・職員用専用便所（適・否） ・手洗設備（適・否） ・冷蔵庫・消毒設備（適・否） ・防虫・防火構造（適・否）	医療法第 15 条の 2 の規定により調理業務又は洗浄業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができる。	適・否

		・委託先（ ） ・委託業務内容（ ）		
分娩室等	法 21 条 1 項 10 号	・分娩室の有無（有・無） ・新生児の入浴施設の有無（有・無）	産婦人科・産科を標榜する病院のみ	適・否
消毒施設	法 21 条 1 項 12 号	・蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことはできるものであること（適・否） ・委託先（ ）	法第 15 条の 2 の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができる	適・否
洗濯施設	法 21 条 1 項 12 号	・委託先（ ）	法第 15 条の 2 の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができる	適・否
病室	規則 16 条 1 項 2 号 2 の 2 号 3 号 6 号 7 号	・病室（ 階 室、 階 室、 階 室、 階 室） ・構造（ 造） ・療養病床（定員） 床室× 室、 床室× 室 床室× 室、 床室× 室 ・病室面積 平面図に内法面積を記入すること。 ・精神病床 【適切な医療の提供患者保護のための方法】 〔 〕 ・感染症病床・結核病床 【感染予防のための方法】 〔 〕	・地階に設けていないか ・3 階以上の階に設けるときは耐火構造 ・療養病床に係る病室の定員は 4 床以下 ・病室面積 (完全) 内法 6.4 m²/人 (経過) 療養以外 内法 4.3 m²/人 (個室) 6.3 m²/人 療養 内法 6.0 m²/人 ・精神病床の設備は、精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供、患者保護のために必要な方法を講ずる ・感染症病床・結核病床の設備は外部に対して感染予防のためしゃ断その他必要な方法を講ずる	適・否
機械換気設備	規則 16 条 1 項 5 号		感染症病室、結核病室又は病理細菌検査室の空気が風道を通じて病院又は診療所の他の部分へ流入しないようにすること	適・否
室内直通階段	規則 16 条 1 項 8 号 9 号	・2 以上設けられているか ・構造が適切であるか (特定できるよう図面に番号を記入する) 階段 1 幅 実測 m 踏み面 実測 m けあげ 実測 m 踊場の幅実測 m てすり 有 ・ 無 階段 2 幅 実測 m	(法定) 幅 (内法) 1.2 m 以上 踏面 0.24m 以上 けあげ 0.2 m 以下 踊場の幅 (内法) 1.2 m 以上 手すりを設けること 患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は 2 階以上の各階における	適・否

		踏み面 実測 m けあげ 実測 m 踊場の幅実測 m てすり 有 ・ 無	病室の床面積の合計が 50 m ² （主要構造が耐火構造であるか、不燃材で造られている建築物にあつては 100 m ² ）以下のものについては 1 とすることができる。	
避難階段	規則 16 条 1 項 10 号	・ 3 階以上の階に病室がある場合 2 以上設置されているか。（有・無）	直通階段のうちの 1 又は 2 を建築基準法施行令 123 条 1 項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。	適・否
患者が使用する廊下	規則 16 条 1 項 11 号	（実測値を記入すること） （複数ある場合は特定できるよう図面に番号を記入する） 廊下①（片・両） m 廊下②（片・両） m 廊下③（片・両） m 廊下④（片・両） m 廊下⑤（片・両） m 注）「居室」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。 〔居室〕…病室、診察室、ナースステーション、機能訓練室等 〔居室でないもの〕…便所、洗面所、湯沸室、浴室、リネン庫、倉庫	幅の基準を満たしているか 〔完全型〕 （療養病床隣接廊下以外） 片側居室 内法 1.8m 以上 両側居室 内法 2.1m 以上 （療養病床隣接廊下） 片側居室 内法 1.8m 以上 両側居室 内法 2.7m 以上 〔経過型〕 片側居室 内法 1.2m 以上 両側居室 内法 1.6m 以上	適・否
歯科技工室	規則 16 条 1 項 13 号		防塵設備その他の必要な設備を設けること	適・否
防火上必要な設備	規則 16 条 1 項 15 号		火気を使用する場所に設けること	適・否
消火用の機械又は器具	規則 16 条 1 項 16 号			適・否
人工透析室		スタッフが透析前後に手洗いが容易にできる十分な手洗い設備がある（適・否） ベッドの周囲に通路が広く確保されており患者の移動が容易である（適・否） 肝炎ウイルス陽性患者等は透析室内の一定の位置に固定して透析ができる（適・否）		適・否

療養病床を設置する病院

機能訓練室	法 21 条 1 項 12 号	(実測値を記入) 有効床面積 m ² (主な器械・器具を記入)	面積基準を満たしているか (完全型) 1 以上の機能訓練室は、面積 40 m ² 以上 (内法) あるか (経過型) 十分な広さを有しているか 必要な器械、器具を備えているか	適・否
談話室	法 21 条 1 項 12 号	食堂と兼用の有無 (有・無)	談話を楽しめる広さとなっているか (食堂との兼用可)	適・否
食堂	法 21 条 1 項 12 号	(実測値を記入) 有効床面積 m ²	療養病床入院患者 1 人当たり 1 m ² 以上 (内法) となっているか	適・否
浴室	法 21 条 1 項 12 号	(浴室の概要を記入)	身体の不自由な者が入浴するのに適しているか	適・否

自主検査実施項目及び検査結果表（診療所用）

（収容施設を有する診療所）

対象構造 設 備 名	根拠 条文	検査項目	適 用	検 査 結 果
各科専門 の診察室	法 21 条 1 項 2 号	・衛生上・管理上問題がないか（適・否） ・プライバシーに配慮されているか（適・否）	一人の医師が同時に 2 以上の診療科の診療にあたる場合は同一の室を使用することができる	適・否
手術室	法 21 条 1 項 3 号	・準備室を附設している（適・否） ・じんあいの入らない構造である（適・否） ・内壁が不浸透性であり、排水性がある。（適・否） ・滅菌、消毒、手洗の設備（適・否） ・暖房、照明等の設備（適・否）		適・否
処置室	法 21 条 1 項 4 号	・各科専用の処置室（適・否）	兼用の場合は、処置の内容、プライバシーの保護等に十分配慮すること	適・否
臨床検査 施設	法 21 条 1 項 5 号	・血液、尿、喀痰、糞便等について通常行われる検査ができること。（適・否） ・外部委託（委託先： ） （委託検査項目： ）	医療法第 15 条の 2 の規定により検体検査業務を委託する場合は、当該検査に係る設備を備えないことができる。	適・否
エックス 線装置	法 21 条 1 項 6 号	・エックス線室の防護措置（適・否） ・操作室の有無（適・否） ・エックス線室の表示（適・否） ・注意事項の掲示（適・否） ・使用中の標示（適・否） ・管理区域の設定（適・否） ・放射線従事者の防護措置（適・否） 〔移動型 X 線装置〕 ・主な使用場所（ ） ・保管場所（ ） ・直接撮影装置であるか。（手術室を除く）（適・否）	【使用室の変更を伴わない装置等の更新・増設についてのみ自主検査対象】 ・漏洩線量の測定結果を添付すること。 ・エックス線装置の防護、エックス線撮影室等の構造設備基準は医療法第 30 条～30 条の 27 に該当するものであること。	適・否
調剤所	法 21 条 1 項 7 号	・採光、換気、清潔（適・否） ・冷暗所（適・否） ・てんびん他必要な器具（適・否）		適・否
給食施設	法 21 条 1 項 8 号	・入院患者すべてに給食することができる（適・否） ・耐水材料で作られた床で、洗浄及び排水又は清掃に便利な構造であるか（適・否） ・照明・換気は十分か（適・否） ・職員用専用便所（適・否） ・手洗設備（適・否） ・冷蔵庫・消毒設備（適・否） ・防虫・防火構造（適・否）	医療法第 15 条の 2 の規定により調理業務又は洗浄業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができる。	適・否

		・委託先（ ） ・委託業務内容（ ）		
分娩室等	法 21 条 1 項 10 号	・分娩室の有無（有・無） ・新生児の入浴施設の有無（有・無）	産婦人科・産科を標榜する病院のみ	適・否
消毒施設	法 21 条 1 項 12 号	・蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことはできるものであること（適・否） ・委託先（ ）	法第 15 条の 2 の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができる	適・否
洗濯施設	法 21 条 1 項 12 号	・委託先（ ）	法第 15 条の 2 の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができる	適・否
病室	規則 16 条 1 項 2 号 2 の 2 号 3 号 6 号 7 号	・病室（ 階 室、 階 室、 階 室、 階 室） ・構造（ 造） ・療養病床（定員） 床室× 室、 床室× 室 床室× 室、 床室× 室 ・病室面積 平面図に内法面積を記入すること。 ・精神病床 【適切な医療の提供患者保護のための方法】 〔 〕 ・感染症病床・結核病床 【感染予防のための方法】 〔 〕	・地階に設けていないか ・3 階以上の階に設けるときは耐火構造 ・療養病床に係る病室の定員は 4 床以下 ・病室面積 (完全) 内法 6.4 m²/人 (経過) 療養以外 内法 4.3 m²/人 (個室) 6.3 m²/人 療養 内法 6.0 m²/人 ・精神病床の設備は、精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供、患者保護のために必要な方法を講ずる ・感染症病床・結核病床の設備は外部に対して感染予防のためしゃ断その他必要な方法を講ずる	適・否
機械換気設備	規則 16 条 1 項 5 号		感染症病室、結核病室又は病理細菌検査室の空気が風道を通じて病院又は診療所の他の部分へ流入しないようにすること	適・否
室内直通階段	規則 16 条 1 項 8 号 9 号	・2 以上設けられているか ・構造が適切であるか (特定できるよう図面に番号を記入する) 階段 1 幅 実測 m 踏み面 実測 m けあげ 実測 m 踊場の幅実測 m てすり 有 ・ 無 階段 2 幅 実測 m	(法定) 幅 (内法) 1.2 m 以上 踏面 0.24m 以上 けあげ 0.2 m 以下 踊場の幅 (内法) 1.2 m 以上 手すりを設けること 患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は 2 階以上の各階における	適・否

		踏み面 実測 m けあげ 実測 m 踊場の幅実測 m てすり 有 ・ 無	病室の床面積の合計が 50 m ² （主要構造が耐火構造であるか、不燃材で造られている建築物にあつては 100 m ² ）以下のものについては 1 とすることができる。	
避難階段	規則 16 条 1 項 10 号	・ 3 階以上の階に病室がある場合 2 以上設置されているか。（有・無）	直通階段のうちの 1 又は 2 を建築基準法施行令 123 条 1 項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。	適・否
患者が使用する廊下	規則 16 条 1 項 11 号	（実測値を記入すること） （複数ある場合は特定できるよう図面に番号を記入する） 廊下①（片・両） m 廊下②（片・両） m 廊下③（片・両） m 廊下④（片・両） m 廊下⑤（片・両） m 注）「居室」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。 〔居室〕…病室、診察室、ナースステーション、機能訓練室等 〔居室でないもの〕…便所、洗面所、湯沸室、浴室、リネン庫、倉庫	幅の基準を満たしているか （療養病床隣接廊下以外） 片側居室 内法 1.2m 以上 両側居室 内法 1.6m 以上 （療養病床隣接廊下） 片側居室 内法 1.8m 以上 両側居室 内法 2.7m 以上 ただし、経過型の場合は、片側居室 1.2m 以上、両側居室 1.6m 以上	適・否
歯科技工室	規則 16 条 1 項 13 号		防塵設備その他の必要な設備を設けること	適・否
防火上必要な設備	規則 16 条 1 項 15 号		火気を使用する場所に設けること	適・否
消火用の機械又は器具	規則 16 条 1 項 16 号			適・否
人工透析室		スタッフが透析前後に手洗いが容易にできる十分な手洗い設備がある（適・否） ベッドの周囲に通路が広く確保されており患者の移動が容易である（適・否） 肝炎ウイルス陽性患者等は透析室内の一定の位置に固定して透析ができる（適・否）		適・否

療養病床を設置する診療所

機能訓練室	法 21 条 2 項 2 号	(実測値を記入) 有効床面積 m ² (主な器械・器具を記入)	機能訓練を行うために十分な広さを有しているか 必要な器械、器具を備えているか	適・否
談話室	法 21 条 2 項 3 号	食堂と兼用の有無 (有・無)	談話を楽しめる広さとなっているか (食堂との兼用可)	適・否
食堂	法 21 条 2 項 3 号	(実測値を記入) 有効床面積 m ²	療養病床入院患者 1 人当たり 1 m ² 以上 (内法) となっているか	適・否
浴室	法 21 条 2 項 3 号	(浴室の概要を記入)	身体の不自由な者が入浴するのに適しているか	適・否

検査結果の届出書の記入要領

検査結果の届出書については、特に以下の点に留意された上で、記入漏れ等のないようにしてください。

記入については、摘要を参考にしながら検査項目に基づいて検査を行い、「検査項目」の欄内の（適・否）等の記入事項に記入し、次に「検査結果」の欄の適・否のどちらかに○をつけてください。

- ・「自主検査実施者」について

複数いる場合はすべて記入して下さい。

- ・「各科専門の診察室」について

各科専門の診察室については、一人の医師が同時に二以上の診療科の診療に当たる場合その他特別の事情がある場合には、同一の部屋を使用することができるので、その際は特記事項に事情を記入して下さい。

- ・「処置室」について

各科専門の処置室については、二以上の診療科についてこれを兼用し、又は診察室と兼用することができますが、その場合は、処置の内容、プライバシーの保護等に十分配慮して下さい。

- ・「室内直通階段」について

「２以上設けられているか」については、患者の使用するエレベーターが設置されているか又は第２階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ 50 m^2 （主要構造部が耐火構造であるか又は不燃材で造られている建築物にあっては 100 m^2 ）以下の場合は、直通階段が１でも構いませんが、検査項目の欄にエレベーターを設置した旨若しくは各階の病室の床面積の合計を記入して下さい。

- ・「避難階段」について

「２以上設けられているか」については、患者の使用する室内直通階段を建築基準法施行令第１２３条第１項に規定する避難階段としての構造とした場合は、その数だけ避難階段の数に算入することができます。

- ・「患者が使用する廊下」について

療養病床を有する医療機関は、療養病床の廊下には適当な手すりを設けることが望ましいが、その際には、手すりは廊下の幅に含めて差し支えありません。

- ・防火上必要な設備について

消防法第１７条及び同法施行令第７条に記載されている設備を有しているかどうかということです。

- ・機能訓練室について

「（病院・経過型）」や「（診療所）」における基準の「十分な広さ」とは機能訓練を行うことができる広さをいいます。